

東京都自然公園利用ルール

東京都は、利用形態が多様化する自然公園で、各人がお互いに気持ち良く楽しむことができるように、マナーを示し、ルールを定めました。自然公園を利用する方は、マナーと併せてルールを守り、自然を満喫してください。

基本事項

- 1 自然公園は、貴重な自然が残された守るべき特別な空間です。 - 度壊された自然は、簡単には元には戻りません。自然を守り、後世に残していくことが、私たちの務めです。
- 2 自然公園の利用には、様々なリスクが伴います。 落雷、落石、転落などの事態を想定し、自己責任のもと、計画・準備・装備・体調を万全にしましょう。
- 3 自然公園には、民有地が多く含まれています。 土地所有者の善意を尊重しましょう。

「東京都自然公園利用ルール」の適用範囲

- ① 秩父多摩甲斐国立公園(東京都内)
- ② 明治の森高尾国定公園
- ③ 都立高尾陣場自然公園
- •①から③までに接続する登山道(東京都内)





個人利用のルール・マナー

全ての方へ

1 ごみは必ず持ち帰りましょう

ごみのポイ捨ては、自然環境や景観、野生動物に影響を与えるおそれがあります。ごみは捨てずに、全て自宅まで持ち帰りましょう。

2 登山道を外れないようにしましょう

踏みつけにより植生を傷めるおそれがあるので登山道などから外れないようにしましょう。

3 動植物、鉱物を大切にしましょう

動植物や鉱物を採集・採取することは、貴重な自然資源を損なうおそれがあるのでやめましょう。

4 野生動物にエサを与えたり、むやみに近づかないようにしましょう

野生動物が人に慣れるなどの影響を及ぼすおそれがあるのでエサを与えるのはやめましょう。 また、野生動物を威嚇・驚かせるなどの行動は昼夜を問わずにやめましょう。

5 周囲の音を聞きましょう

イヤホンなどで耳を塞がず、風の音や小鳥のさえずりなどの自然の音を体感しましょう。 落石事故や他の利用者との接触事故を防ぐ事にもつながります。

6 山に入る時は行き先を知らせておきましょう

家族などに行き先を告げたり、登山計画書を提出しておくと安心です。特に単独行動の際は心懸けましょう。

7 集団で行動する時は周りに気を配りましょう

集団で行動する時は、施設の独占など他の利用者に迷惑にならないように気を配りましょう。 基本的には、すれ違いや追い越しは少人数優先にしましょう。

8 喫煙をする時は他の利用者に配慮しましょう

多くの人がきれいな空気を求めて自然公園に来ています。利用者が多い所での喫煙は避けるなど、他 の利用者に配慮しましょう。また、吸い殻は捨てないようにしましょう。

9 自然公園外の泥や種子を持ち込まないようにしましょう

外来生物の侵入を防ぐために、自然公園に入る前に靴や衣類に付いた泥や種子などを落としましょう。また、ペット同伴の方は、ペットの足の泥や毛に付いた種子などにも気を付けましょう。

10 動植物を捨てないようにしましょう

自然公園内で動植物を捨てると生態系に影響を与えたり、他の利用者に危害を加えるなどのおそれがあるのでやめましょう。

ペット同伴で訪れる方へ

(犬、猫、その他の動物を連れて登山や観光をする方)

11 同伴する動物はしっかりと管理しましょう

動物が苦手な人がいることや、ペットが生態系に影響を与えるおそれがあることを認識しましょう。リードを使用する時は、短く持ち、自分の脇を歩かせましょう。

12 予防接種をしていないペット、病気のペットは同伴させないようにしましょう 他の利用者を危険にさらさないようにしましょう。 また、野生動物とペット双方に影響を与えるおそれがあるので気を付けましょう。

13 フンの後始末は必ずしましょう

野生動物にも影響を与えるおそれがあり、また、衛生的にも好ましくないので、フンは飼い主が必ず 持ち帰りましょう。

トレイルランニングを楽しむ方へ

(スポーツ、趣味で登山道などを走行する方)

14 追い越し・すれ違いの時は歩きましょう

走りながらの追い越しは危険です。追い越し・すれ違いのときは、ひと声かけて、ゆっくり歩きましょう。

また、相手に自分の存在を知らせるためにクマよけの鈴などを利用しましょう。

15 混雑時は歩きましょう

ゴールデンウィークや新緑シーズン、紅葉シーズンなどは、多くの利用者で混雑するため、歩きましょう。特に高尾山は年間を通じて大変混雑します。

16 登山道の路面状態が悪い時は歩きましょう

登山道の路面に水たまりや霜柱がある場合は、走行により登山道が荒廃しやすくなるので、歩きましょう。

17 高尾山の自然研究路 1 号路は歩きましょう

自然公園では歴史や文化も楽しみましょう。高尾山は参拝者や通行車両も多い ため、高尾山自然研究路1号路(下図の区域)は歩きましょう。



マウンテンバイクを楽しむ方へ

(オフロードでの車両走行を目的とする方)

18 マウンテンバイクは登山道へ乗り入れないようにしましょう 土壌・植生・歩道施設の損傷を防ぎ、また、歩行者に不安を与えないために 登山道へのマウンテンバイクの乗り入れはやめましょう。



トレイルランニング大会開催のためのルール

くトレイルランニング大会の定義>

大会参加者が100名を超える規模で開催され、登山道などを走行し、タイムを競う競技

1 大会主催者による関係機関との調整

自然公園内においてトレイルランニング大会を開催する場合、関係機関との調整を行ってください(別紙フロー参照)。

2 大会主催者による自然公園法等の遵守

自然公園における大会開催に必要な仮設工作物や広告物の設置、施設の占用などには、自然公園法等に基づく手続が必要です。

3 大会主催者によるモニタリングの実施

大会前後にコース上のモニタリングを実施して、関係機関に結果を報告してください。

- 4 自然環境及び他の利用者に配慮した大会の企画
 - 4-1 大会のコース選定

次の場所は原則回避し、又は歩きましょう。

- (1)自然環境への影響が大きい場所
 - 特別保護地区
 - •第1種特別地域
 - 希少な動植物の生息・生育地

など

∕②他の利用者に対して著しい影響を与える場所

- 高尾山山麓から高尾山山頂まで(利用者で混雑している。)
- ・ランナーの渋滞が予想される登山道

など

4-2 大会の時期・時間設定

次の時期・時間は原則回避しましょう。

/①自然環境への影響が大きい時期・時間

- ・ 夜間 (野生動物の生態に影響を及ぼすおそれがある。)
- 冬季(積雪や霜柱で路面状態が悪い。)

など

/ ②他の利用者に対して著しい影響を与える時期・時間

- ・新緑シーズン
- ・紅葉シーズン
- ・ゴールデンウィーク
- 年末 年始

など

4-3 大会の事前告知

大会内容を事前に幅広く告知することで、当日、他の利用者への影響緩和が期待されます。登山口や最寄駅への告知看板の設置及び HP などによる大会の事前告知を行ってください。 (※適切な計画であることが認められる大会には東京都環境局の HP でも開催概要について広報します。)

- 5 自然環境及び他の利用者に配慮した大会運営
 - 5-1 大会参加者への自然公園利用ルールの遵守の呼びかけ

大会参加者や応援者に対して、大会の始まる前に自然公園利用ルールの遵守を呼びかけましょう。ルールを守らせるのは主催者の責務です。

5-2 コース状態が悪い時の大会中止やコースの変更

雨や雪の影響で登山道がぬかるんでいる場合、大会を実施すると登山道脇の踏み固めや深いえぐれの発生等の顕著な自然環境への影響が懸念されます。コース状態が悪い場合、大会中止を決断するのも主催者の重要な役割です。

6 大会主催者による原状復旧

使用した登山道や園地においては、ゴミや誘導テープなどを撤去してください。 また、モニタリングの結果、自然への影響があったと判断された場合は、コースの状態の回復のために、適切な対応をとってください。

- [1 大会を開催するに当たって、上記のルールを守れない場合には、大会の中止を要請することがあります。]
- [2 大会終了後、上記ルールが守られなかったことが判明した場合、次回の大会利用の中止を要請することがあります。]



大会主催者による関係機関調整フロー

